

令和3年3月25日

各位

株式会社IGC
代表取締役 市橋 俊華

消費者庁の措置命令に関するお知らせとお詫び

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第7条1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（令和3年3月4日付）に従い、一般消費者の皆様への誤認を排除するため、次のとおりお知らせいたします。

弊社は、「スーパーキラーV」（本件商品）を一般消費者の皆様へ販売するに当たり、令和2年8月17日及び同年10月19日に、本件商品の容器に貼付したラベルにおいて、「ウイルス／バクテリア／カビ 強力除菌 99.9%」、「長時間の除菌力！ 特殊技術で汚れた場所にも使えます！」、「成分：亜塩素酸水」及び「使用方法 対象物から20cm程度離し、表面が濡れる程度にスプレーしてください。その後、そのまま自然乾燥させるか、しばらく置いて拭き取ってください。」と表示することにより、あたかも、本件商品を対象物に噴霧することで、本件商品に含有される成分の作用により、ウイルス、バクテリア及びカビを99.9パーセント除菌する効果が得られ、汚れた場所においても除菌する効果が長時間持続するかのよう示す表示をしておりました。

これらの表示は、本件商品の内容について、一般消費者の皆様に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

日頃からご愛顧を賜っておりますお客様をはじめ、お取引先、ご関係者の皆様へ大変なご迷惑をお掛けいたしましたこと、謹んで深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を厳粛に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努めて参る所存でございます。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。